

自動車 NOx・PM法に基づく特定事業者の計画書（H28～32 年度）の 集計結果（平成 28 年度）

大都市地域における窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の環境基準達成のため、自動車排ガス対策を強化する必要性などを背景に、平成 13 年 6 月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（略称：自動車 NOx・PM 法）が制定されました。

この法律では、対策地域内で 30 台以上の対象自動車[※]を使用する事業者（特定事業者）は、事業活動に伴い自動車から排出される NOx・PM を抑制するための計画を作成し、毎年実施状況を報告することが義務付けられ、特定事業者のうち自動車運送事業者等^{※※}以外の事業者は知事へ提出又は報告することとなっています。

このたび、平成 28 年度に特定事業者から大阪府へ提出された、平成 32 年度を目標とする「自動車使用管理計画書」（第 4 次計画期間 平成 28～32 年度、平成 29 年 2 月末時点）を取りまとめましたので報告します。

※ 対象自動車：乗用自動車、貨物自動車、バス、環境省令で定める特種自動車（軽、特殊自動車、小型二輪を除く。自動車の燃料の種別は問わない。）。

※※自動車運送事業者等：自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者。

1 特定事業者数及び特定自動車の状況（平成 27 年度末現在）

第 4 次計画期間（平成 28～32 年度）について、知事に計画書を提出した特定事業者は 505 社でした。平成 27 年度末時点の特定自動車[※]の合計台数は 63,535 台であり、台数が最も多い車種は乗用車（53%）、次いで小型貨物自動車（26%）でした。

※特定自動車：同一都道府県の対策区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車。

H28 年度に計画書を提出した特定事業者の概要と特定自動車の状況（H27 年度末時点）

特定事業者数	505
製造業	117 (23%)
卸売・小売業	145 (29%)
サービス業	146 (29%)
その他の業種	97 (19%)

特定自動車台数	63,535
普通貨物車	6,170 (10%)
小型貨物車	16,495 (26%)
バス	379 (1%)
特種車	7,033 (11%)
乗用自動車	33,458 (53%)

※四捨五入しているため合計しても 100%とならぬ。

2 NOx・PM排出量の目標

特定自動車のNOx及びPM排出量の合計は、それぞれ基準年度（平成27年度）が199,117kg及び5,992kg、目標年度（平成32年度）が184,271kg及び5,481kgでした。それぞれ14,847kg（7.5%）及び511kg（8.5%）の削減を目標に取り組む計画としています。

年間NOx・PM排出量の削減目標

	基準年度 (H27年度)	目標年度 (H32年度)	削減量（削減率）
年間NOx排出量(kg)	199,117	184,271	14,847（7.5%）
年間PM排出量(kg)	5,992	5,481	511（8.5%）

3 特定自動車の低公害車等への代替計画

ガソリン、ディーゼル車とも「平成17年排出ガス規制」以前の排ガス性能車（次の表で「その他」の区分）を減らして、「ハイブリッド車」「電気自動車」などの低公害車や「平成21年規制適合車」を増やし、より低公害な車両への代替を進めていく計画となっています。

特定自動車の代替計画

燃料区分	基準年度 (H27年度) 末の台数	計画期間 H28～32年度		目標年度 (H32年度)		
		減少台数	新規台数	年度末 台数	H27年度末か らの増加率	
天然ガス	309	177	98	230	-26%	
ハイブリッド	10,634	4,786	7,803	13,651	28%	
プラグインハイブリッド	77	28	112	161	109%	
電気	197	51	71	217	10%	
メタノール	0	0	0	0	—	
燃料電池	7	1	7	13	86%	
LPG（ハイブリッド除く） ガソリン	17,21年基準75%削減	27,774	16,136	19,715	31,353	13%
	17,21年基準50%削減	4,934	2,241	2,389	5,062	3%
	その他	4,171	2,466	333	2,038	-51%
（ハイブリッド除く） 軽油	21,22年規制適合	7,195	1,226	2,889	8,858	23%
	17年基準10%削減 低NOx、低PM	3,212	633	707	3,286	2%
	17年規制適合	528	243	98	383	-27%
	その他	4,497	1,929	27	2,595	-42%
合計	63,535	29,917	34,249	67,867	7%	

4 排出ガス抑制のための取組の計画

排出ガス抑制対策として取り組む計画事項は、次表のとおりです。「適正運転の実施」「車両の維持管理」、「公共交通機関の利用の促進」、「情報化の推進」などを行う事業者が多い計画となっています。

	計画事項	事業者数	割合※
車両の有効利用の促進	適正運転の実施 ・エコドライブマニュアルの作成、配布 ・エコドライブに関する教育、訓練の実施 ・エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急ブレーキ等の削減等) ・アイドリングストップの徹底 ・デジタル式整備記録簿等の活用 ・優良ドライバーの表彰	505	100%
	車両の維持管理 ・日常点検・整備マニュアルの作成、配布 ・日常点検・整備に関する教育、訓練の実施 ・日々の始業点検・定期点検の完全実施 ・エアークリーナーの定期的な点検 ・運送日報の作成	505	100%
	共同輸送の促進 ・物資の集荷、仕分け業務の共同化(積載効率、輸送効率の向上) ・配送業務の共同化(輸送距離、使用車両の削減)	87	17%
	集荷の確保 ・配送と集荷を1台で実施できるように工夫	73	14%
	ジャスト・イン・タイムサービスの改善 ・時間指定配送の回数への応答を要請	48	10%
	受注時間と配送時間のルール化 ・受注時間と配送時間の設定(ルール化) ・緊急配送をできるように対応(即時配送の廃止)	93	18%
	検品の簡略化 ・検品のルーチン化による時間の短縮	41	8%
	道路渋滞時の輸送の見直し等 ・朝夕ラッシュ時の配送を昼間配送に振替 ・積載効率の低い土曜日、日曜日の車両使用の削減	76	15%
	商品の標準化等 ・積み合わせを容易にするため商品荷姿を標準化	40	8%
	モーダルシフトの促進 ・鉄道輸送の活用 ・海運の活用	25	5%
公共交通機関の利用の促進 ・鉄道、バス等の公共交通機関の利用 ・自転車、徒歩による移動 ・マイカー通勤の禁止 ・カーシェアリングの導入	473	94%	
情報化の促進 ・車載端末、パナエィによる配車システムの導入・拡大 ・燃費等の記録管理 ・VICS搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避 ・ETCの導入	444	88%	
物流施設の高度化、物流拠点の整備等 ・既存施設の機械化・自動化など ・荷受台、仕分け業務の効率化のための物流拠点の整備 ・荷捌き場、駐車場所、運送用空室などの整備 ・路上駐車場の自粛	169	33%	
その他 ・ISO14001の認証を取得 ・エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得 ・グリーン経営認証の取得 ・環境報告書の作成	222	44%	

※割合＝(計画する事業者数) / (計出事業者数505)

(注) 同一事業者が複数の取組を計画する場合があるため、事業者数の合計は計出事業者数505と一致しない。